

新飼料資源の利用拡大を支援します

国産飼料の流通推進対策のうち新飼料資源の利用拡大対策

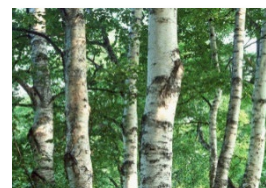


○概要

飼料自給率の向上を推進するために、国産飼料である新飼料資源の利用拡大を支援します。

○新飼料資源とは

新規性のある資源並びに活用されていない食品製造副産物、余剰食品、調理残さ及び農場残さ等のうち飼料原料として利用可能と見込まれるもの



例) 竹、木質資源、麦スプラウト、昆虫、地域で未利用の食品残さ等



○事業内容

新飼料資源の利用を拡大するための、調査・分析、飼料の製造及び家畜への給与に必要な機械の導入を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)

導入機械例) ・粉砕機 ・攪拌機
・乾燥機 ・搬送ライン (ベルトコンベア等)

○対象者

- ・農業協同組合
- ・公社
- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・農事組合法人、農地所有適格法人
- ・農業（畜産を含む。）又はその関連事業を営む株式会社、持分会社
- ・生産農家、利用農家、農業関係機関等により構成される協議会
- ・3戸以上の農業者で組織する団体

等

事業について
詳しくはこちら



○問い合わせ先

農林水産省畜産局飼料課	03-6744-2399
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656
東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
関東農政局 //	048-740-0027
北陸農政局 //	076-232-4317
東海農政局 //	052-223-4625
近畿農政局 //	075-414-9022
中国四国農政局 //	086-224-9412
九州農政局 //	096-300-6290
沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653

○事業実施体制

地方農政局等

申請



交付



生産者集団等

